給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第１５号

愛知県春日井市気噴町３丁目13番地11　グレイスヴィラ103号

再生債務者　清野　義昭

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年６月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年８月27日まで

令和８年８月６日

名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再ロ）第３号

沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次54番地

再生債務者　新垣江利香

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年８月27日まで

令和８年７月30日

那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（再ロ）第５号

和歌山県岩出市西野50番地の24

再生債務者　八塚　宗亮

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年９月３日まで

令和８年８月６日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第２号

広島県福山市伊勢丘五丁目２番48号

再生債務者　石井　秀一

1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　令和８年９月４日まで

令和８年８月７日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第３号

東京都足立区扇２丁目６番22―601号（申立時の住所）名古屋市中区栄５―21―２　浅井コーポ６―402

再生債務者　岸田　博樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月６日

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再ロ）第１号

新潟市江南区うぐいす１丁目６番７号

再生債務者　杉山　裕輝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月７日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再ロ）第２号

山梨県南巨摩郡富士川町駅前通二丁目4202番地２

再生債務者　赤池　　彰

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月５日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（再ロ）第１３号

仙台市宮城野区五輪２丁目９番14―405号

再生債務者　今野　次弥

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月７日

仙台地方裁判所第４民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第３号

埼玉県所沢市宮本町一丁目10番3号

申立人　石川　廸子

住所・居所　不明

（戸籍の附票上の住所）大分県大分市東浜一丁目1番14－502号ＧＲＡＮ　ＧＲＯＭ東浜

所在等不明共有者　三浦　信人

届出期間満了日　令和8年12月3日

令和8年8月3日

さいたま地方裁判所川越支部

（別紙）　物　件　目　録

（一棟の建物の表示）

所在　ふじみ野市西鶴ケ岡二丁目1211番地14

構造　鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

床面積　1階　245.68㎡
2階　245.68㎡
3階　245.68㎡
4階　245.68㎡
5階　8.23㎡

（専有部分の建物の表示）

家屋番号　西鶴ケ岡二丁目1211番14の21

種類　居宅

構造　鉄筋コンクリート造1階建

床面積　1階部分　31.72㎡

所在等不明共有者の持分160分の1

（土地の表示）

所在　ふじみ野市西鶴ケ岡二丁目

地番　1211番14

地目　宅地

地積　1719．01㎡

所在等不明共有者の持分6400分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１号

秋田県大館市字沼館道南40番12

申立人　大館市土地改良区

亡富澤一二美の最後の住所　秋田県大館市本宮字館下５番地

共有者　亡富澤一二美相続財産

届出期間満了日　令和８年９月30日

令和８年７月31日

秋田地方裁判所大館支部

（別紙）　物　件　目　録

1　所在　大館市本宮字加藤坂
地番　21番１
地目　田
地積　490平方メートル
共有者亡富澤一二美相続財産の共有持分　12分の７

2　所在　大館市本宮字加藤坂
地番　21番２
地目　田
地積　557平方メートル
共有者亡富澤一二美相続財産の共有持分　12分の７

3　所在　大館市本宮字加藤坂
地番　53番
地目　田
地積　181平方メートル
共有者亡富澤一二美相続財産の共有持分　12分の７

4　所在　大館市本宮字大橋
地番　40番
地目　田
地積　410平方メートル
共有者亡富澤一二美相続財産の共有持分　12分の７